愛媛県における平成18年度の化学物質の環境への排出状況等について

H 2 0 . 2 . 2 2 環境政策課 (内線 2 3 4 9)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」第5条第2項に基づき、今年度事業者から届出のあった平成18年度の本県の排出量等の状況については、次のとおりです。

なお、PRTR制度の概要については、別紙をご覧ください。

1 排出量等の届出状況

今年度は、県内548の事業所から届出がありました(昨年度比2事業所減、届出対象事業者の要件については別紙参照)、業種別及び市町別の届出状況は、表1-1及び1-2のとおりです。

【表1-1 業種別の届出事業所数】

()内は、平成17年度の件数

業種	届出事	業所数	業種	届出事業所数		
未 性	全国	県内	未但	全国	県内	
金属鉱業	15	2 (2)	武器製造業	7	0 (0)	
原油・天然ガス鉱業	30	0 (0)	その他の製造業	514	2 (3)	
食料品製造業	263	2 (1)	電気業	108	5 (1)	
飲料・たばこ・飼料製造業(注1)	88	1 (1)	ガス業	58	0 (0)	
繊維工業	211	2 (2)	熱供給業	28	0 (0)	
衣服・その他の繊維製品製造業	39	0 (0)	下水道業	1,884	33(31)	
木材・木製品製造業	230	1 (1)	鉄道業	58	0 (0)	
家具・装備品製造業	106	0 (0)	倉庫業	126	3 (3)	
パルプ・紙・紙加工品製造業	387	13(12)	石油卸売業	532	1 (2)	
出版・印刷・同関連産業	396	1 (2)	鉄スクラップ卸売業	21	0 (1)	
化学工業(注2)	2,291	27(29)	自動車卸売業	157	3 (3)	
石油製品・石炭製品製造業	156	2 (2)	燃料小売業	19,683	285(281)	
プラスチック製品製造業	1,028	15(13)	洗濯業	140	1 (2)	
ゴム製品製造業	311	1 (1)	写真業	1	0 (0)	
なめし革・同製品・毛皮製造業	31	0 (0)	自動車整備業	2,191	24(31)	
窯業・土石製品製造業	534	1 (1)	機械修理業	54	0 (1)	
鉄鋼業	367	4 (3)	商品検査業	32	1 (1)	
非鉄金属製造業	543	7 (8)	計量証明業	33	2 (1)	
金属製品製造業	1,814	10(10)	一般廃棄物処理業	1,927	50(50)	
一般機械器具製造業	811	13(12)	産業廃棄物処分業	540	8 (9)	
電気機械器具製造業(注3)	1,513	6 (8)	高等教育機関	104	1 (2)	
輸送用機械器具製造業(注4)	1,183	15(15)	自然科学研究所	205	1 (0)	
精密機械器具製造業(注5)	230	5 (5)	合 計	40,980	548 (550)	

- 注1 酒類製造業及びたばこ製造業の届出数を含む。
 - 2 塩製造業、医薬品製造業及び農薬製造業の届出数を含む。
 - 3 電子応用装置製造業及び電気計測器製造業の届出数を含む。
 - 4 鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業及び舶用機関製造業の届出数を含む。
 - 5 医療用機械器具・医療用品製造業の届出数を含む。

【表1-2 市町別の届出事業所数】

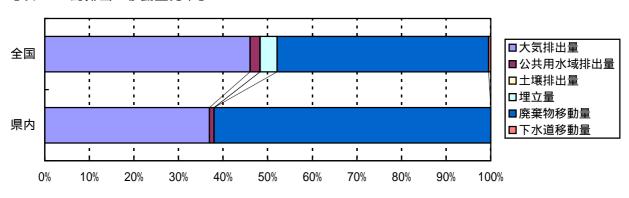
市町名	件 数	市町名	件数	市町名	件数
松山市	139(143)	伊予市	15(13)	砥部町	7(8)
今治市	74(76)	四国中央市	36(37)	内子町	11(12)
宇和島市	41(39)	西予市	22(21)	伊方町	6(5)
八幡浜市	18(17)	東温市	17(16)	松野町	2(2)
新居浜市	57(57)	上島町	9(9)	鬼北町	6(6)
西条市	44(43)	久万高原町	10(10)	愛南町	10(9)
大洲市	18(19)	松前町	6(8)	合 計	548(550)

2 集計結果の概要

(1) 総排出・移動量について

本県においては、141物質について届出があり(別表1) その県内総排出・移動量は、14,093 トン(17年度比1,673トン増)であり、全国(470,821トン)の2.99%を占めています。そのうち、総排出量は5,354トン(17年度比121トン増) 総移動量は8,739トン(同1,552トン増)となっています(表2-1)。また、地域別総排出・移動量は、東予地域が県内の80.8%、中予地域が18.7%、南予地域が0.5%となっています(表2-2)。

【表2-1 総排出・移動量比率】



備考 1 排出とは、事業活動に伴って、対象物質が環境中(大気、公共用水域、土壌)へ出て行くことや同一事業所内に対象物質を 含む廃棄物を埋め立てること(埋立処分)をいいます。

2 移動とは、事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること(産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねたり、自社の別の事業所に移して処分する等)や対象物質を含む排水を下水道へ放流することをいいます。

【表2-2 地域別排出・移動量】

()内は平成17年度実績

地 域	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	県内比率(%)
東予	4,435(4,268)	6,950(5,905)	11,385(10,173)	80.8(81.9)
中予	856(937)	1,773(1,230)	2,629(2,167)	18.7(17.4)
南予	63(28)	16(53)	79(81)	0.5(0.7)
計	5,354(5,233)	8,739(7,188)	14,093(12,421)	

備考 東予:今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡

中予:松山市、東温市、伊予市、上浮穴郡及び伊予郡

南予: 宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

排出・移動量の多い市町、業種については、表2-3のとおりとなっており、上位5市町で全体の約95%、上位5業種で全体の約92%を占めています。なお、市町別及び業種別排出・移動量は、別表2、3のとおりとなっています。

【表2-3 排出・移動量の多い市町、業種】

・排出・移動量の多い市町

順位	市町名	排出量 (トン/年)	移動量 (トン/年)	合 計 (トン/年)	総排出移動量 比(%)
1	新居浜市	948	4,557	5,505	39.1
2	今治市	1,414	2,001	3,415	24.2
3	松山市	722	1,550	2,272	16.1
4	四国中央市	1,275	139	1,414	10.0
5	西条市	556	233	789	5.6

・排出・移動量の多い業種

順位	業種名	排出量 (トン/年)	移動量 (トン/年)	合 計 (トン/年)	総排出移動量 比(%)
1	化学工業	1,022	6,176	7,198	51.1
2	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,940	176	2,116	15.0
3	非鉄金属製造業	4	1,889	1,893	13.4
4	プラスチック製品製造業	945	43	1,018	7.2
5	パルプ・紙・紙加工品製造業	645	133	778	5.5

排出・移動量の多い物質は、表2-4のとおりとなっており、上位 5 物質で全体の約64%を占めています。

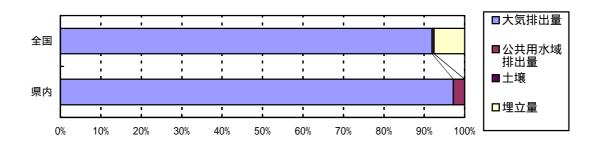
【表2-4 排出・移動量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	移動量 (トン/年)	合 計 (トン/年)	総排出移動量 比(%)
1	227	トルエン	2,085	1,730	3,815	27.1
2	311	マンガン及びその化合物	2	1,807	1,809	12.8
3	63	キシレン	1,415	101	1,516	10.8
4	43	エチレングリコール	13	1,245	1,258	8.9
5	40	エチルベンゼン	565	37	602	4.3

(2) 総排出量について

県内総排出量の内訳は、大気への排出5,203トン(総排出量比97.2%、17年度比165トン増) 公共用水域への排出151トン(同2.8%、44トン減) 土壌への排出及び事業所内での埋立処分 0トンとなっており、全国総排出量(245,393トン)の2.2%を占めています(表2-5)

【表2-5 総排出量の排出先別比率】



排出量の多い市町、業種については、表2-6のとおりとなっており、上位5市町で全体の約92%、 上位5業種で全体の約92%を占めています。

【表2-6 排出量の多い市町、業種】

・排出量の多い市町

順位	市町名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	今治市	1,414	26.4
2	四国中央市	1,275	23.8
3	新居浜市	948	17.7
4	松山市	722	13.5
5	西条市	556	10.4

・排出量の多い業種

J	順位	業種名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
	1	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	1,940	36.2
	2	化学工業	1,022	19.1
	3	プラスチック製品製造業	975	18.2
	4	パルプ・紙・紙加工品製造業	645	12.0
	5	一般機械器具製造業	318	5.9

また、排出量の多い物質としては、表2-7のとおりとなっており、上位 5 物質で全体の約85% を占めています。

【表2-7 排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	227	トルエン	2,085	39.0
2	63	キシレン	1,415	26.4
3	40	エチルベンゼン	565	10.6
4	145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	335	6.3
5	77	塩化ビニル	130	2.4

大気及び公共用水域への排出の多かった物質としては、表2-8のとおりとなっており、前者では上位5物質で排出量の約87%、後者では約69%を占めています。

【表2-8 排出量の多い物質 (大気、公共用水域)】

・大気

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総大気 排出量比(%)
1	227	トルエン	2,084	40.1
2	63	キシレン	1,413	27.1
3	40	エチルベンゼン	565	10.9
4	145	ジクロロメタン(塩化メチレン)	335	6.4
5	77	塩化ビニル	130	2.5

・公共用水域

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総水域 排出量比(%)
1	283	ふっ化水素及びその水溶性塩	49	32.2
2	63	- カプロラクタム	24	16.1
3	304	ほう素及びその化合物	18	12.1
4	43	エチレングリコール	9	5.8
5	7	アクリロニトリル	5	3.2

(3) 特定化学物質の県内での排出等状況

PRTR法においては、届出対象354物質のうち、発ガン性を有するなど特に有害性の高い物質として、12物質を「特定第一種指定化学物質」に指定しています。表2-9に、県内における当該物質の排出等状況を示します。

【表2-9 特定第一種指定化学物質の排出状況】

物質番号	物質名	排出量	移動量	合 計
26	石 綿	0	81.1	81.1 (0)
42	エチレンオキシド	19.5	0	19.5 (18.2)
60	カドミウム及びその化合物	0.3	4.2	4.5 (6.3)
69	六価クロム化合物	0.5	0.9	1.4 (1.7)
77	クロロエチレン(塩化ビニル)	130.0	0.4	130.4 (248.1)
179	ダイオキシン類	5.0	12.0	17.0 (18.6)
232	ニッケル化合物	0.6	111.2	111.8 (194.6)
252	砒素及びその化合物	1.9	5.3	7.2 (10.3)
294	ベリリウム及びその化合物	0	0	0 (0)
295	ベンジリジン=トリクロリド	0	0	0 (0)
299	ベンゼン	111.1	0.0	111.1 (80.7)
343	メトキサレン	0	0	0 (0)

備考 1 単位はトン/年(ダイオキシン類はg-TEQ/年)

- 2 ()内は、平成17年度実績
- 3 物質番号294、295及び343については、届出なし

(4) 届出外排出量の推計

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量(届出外排出量)について、以下の事項ごとに統計資料等を基に推定・算出しています。

・対 象 業 種:対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量

その他の要件を満たさないため、届出対象とならないもの

・非対象業種:対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

・家 庭:家庭からの排出量

・移 動 体:移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、飛行機)からの排出量

本県における平成18年度の届出外排出量は、4,608トンと推定されており、全国届出外排出量(315,079トン)の1.5%を占めており、その内訳は、表2-10のとおりとなっています(詳細は、別表4及び5のとおり)。

【表2-10 届出外排出量の内訳】

項目	排出量	総届出外	
以	(トン)	排出量比(%)	
対象業種	547	11.9	
非対象業種	1,493	32.4	
家庭	998	21.7	
移動体	1,570	34.0	
自動車	1,022.1		
二輪車	236.6		
特殊自動車	57.7		
船舶	248.1		
鉄道車両	3.7		
航空機	1.6		

また、届出外排出量の多い物質については、表2-11のとおりとなっており、上位 5 物質で全体の約 6 割を占めています。

【表2-11 届出外排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン)	総届出外排 出量比(%)
1	227	トルエン	974	21.1
2	63	キシレン	934	20.3
3	307	ポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル	415	9.0
4	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	271	5.9
5	140	p-ジクロロベンゼン	258	5.6

3 事業所別データの開示請求

国では各省庁に窓口を設置し、2月22日(金)15時より、全国の個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、一般の方からの開示請求を受け付けています。

開示手続等については、以下の窓口までお問い合わせください。

・経済産業省

経済産業省製造産業局化学物質管理課内 PRTR開示窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-1511 (内線3694、3695) Fax 03-3580-6347

ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

・環境省

環境省環境保健部環境安全課内 PRTR開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎第5号館25階

Tel 03-3581-3351 (内線6358) Fax 03-3580-3596

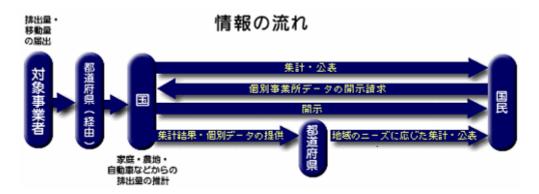
ホームページ http://www.env.go.jp/chemi/prtr/riskO.html

PRTR制度の概要

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:環境汚染物質排出移動登録) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中 に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータ を把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質(第一種指定化学物質;354物質)を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを合わせて公表します。



多くの化学物質の排出状況がわかる これまでもいくつかの有害な化学物質の排出については、まに工場施 設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、多くの化 学物質については、どこからどれだけ排出されているのか十分に実態 を把握することができませんでした。 PRTR制度では354物質の排出状況等が把握・公表され、これまでよ りも多くの物質について、きめの細かい情報を得ることができるよう になりました。 行政 企業 市民 地域の環境中に排 使用している化学 なんとなく不安に 物質の種類や排出量 感じていた環境中の 出される化学物質の 化学物質や健康に影 種類と量を知ること を把握することで、無 駄を省くなど、自主的 響のありそうな化学 で、対策の必要性や個 物質について、その種 先順位を決める際の な管理が進みます。ま 類や発生源、排出量等 参考にすることがで た、排出量等の削減の を具体的に知ること きます。 目標がたてやすくな ります。 ができます。 情報を共有し、協力して取組を進める PRTR制度で公表・開示されるテータは、誰でも見ることができます。個 別事業所のデータについては、請求を行うことにより開示されます。 特に市民にとっては、行政や企業と同じ情報を手にすることが可能と

なり、これまで行政や企業に任せるしかなかった化学物質問題への取組 に積極的に参加する機会が広がります。例えば、市民が行政や企業の取組 の状況をチェックしたり、自らの生活の見直しに役立てることができます。 PTRデータを利用して、市民、企業、行政が、化学物質の排出の現状や 対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策

を進めていくことが期待されます。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

また、事業者は、環境保全のための行動に ついて自主的な取組を進めることが求められ ており、将来的な化学物質の排出抑制が期待 できます。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)により制度化されました。

届出対象事業者の要件

以下の3つの要件に<u>全て該当</u>する事業者については、PRTR法に基づく第一種指定 化学物質の排出量等の届出が必要です。

- 1 対象業種
 - 営んでいる業種が表1-1の業種に該当する事業者
- 2 従業員数
 - 事業者全体として、常時使用される従業員数が21人以上の事業者
- 3 事業所の要件

次のいずれかの事業所を有する事業者

いずれかの第一種指定化学物質*1の年間取扱量が1トン以上である事業所いずれかの特定第一種指定化学物質*2の年間取扱量が0.5トン以上である事業所金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所

下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所 ごみ処分業又は産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)を営み、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄 物処理施設が設置されている事業所

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

なお、 ~ を有する事業者については、(特定)第一種指定化学物質の年間取扱量にかかわらず、1及び2の要件に該当する場合、届出が必要です。

- *1 第一種指定化学物質とは、人の健康、動植物の生息・生育及びオゾン層破壊等に影響を及ぼすおそれのある物質で、製造及び使用等の状況からみて、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められるものであり、354物質が指定されている。
- *2 特定第一種指定化学物質とは、第一種指定化学物質のうち、発ガン性を有する等特に影響が強いと考えられる物質であり、12物質が指定されている。